

「アルコール製造事業の手引き」、「アルコール輸入事業の手引き」、「アルコール販売事業の手引き」、「アルコール使用の手引き」の改正案に寄せられた御意見等及び御意見等に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	醸造は日本の食文化です。アルコール製造等を単に商品取引の問題とはせず、地域の文化を守り、振興するという基本的な立場を大切にすることを求めます。	アルコール事業法はアルコールが広く工業に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、種類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、本手引きの的確な履行を通じて当該目的の達成に努めてまいります。
2	従来個別容器での容量が4リットルに制限されていたのが、撤廃されるというのは、「従来制限されていた理由が、安全性の確保」であったが、「制限撤廃しても安全性が確保された」ということなのでしょう吗？	今回の改正により、数量制限を撤廃することになりますが、アルコールは引火性液体の性質を有しており、濃度が重量換算で60%を超える場合は、消防法に規定する危険物に該当しますので、取扱いに際しましては、引き続きご注意くださいようお願いいたします。
3	<p>【1件目】「アルコール分を90度以上含有する商品の取り扱い」について、4L以下の条件付きで現に使用許可を受けている商品を施行日以降4Lを超えて生産する場合、改めて申請をせずに生産してもよいか。</p> <p>【2件目】【新旧対照表】使用において、「4リットル詰め以下の専用容器」から「専用容器」に改まるが、「専用容器」はドラムやローリー等も含まれるか。</p>	<p>【1件目について】今回の改正により、数量制限を撤廃することになりますが、「専用容器で詰められて出荷される場合」としている基準は引き続き適用されますので、その基準への適合性の審査は必要となることから、4L以下の条件付きで現に使用許可を受けている商品を4Lを超えて生産される場合は、許可事項の変更許可申請手続きを行っていただく必要があります。</p> <p>【2件目について】「専用容器に詰められて出荷される場合」を具体的基準としている製品は、「アルコール分を90度以上含有する混合溶剤、燃料、インク助剤、等」及び「主な有効成分がアルコールである外用薬（消毒剤、殺菌剤等）」がありますが、ドラム缶又はタンクローリーの荷姿で出荷される場合は、「専用</p>

		容器に詰められて出荷される場合」には該当致しません。
4	<p>提出書類について、押印が不要とされるようになってきているようであるが、書類の偽造について行われる余地がそれなりにある分野と思われるので、不正行為へのハードル及び罰則を高くするために、提出書類にはどこか一ヶ所で印章（押印）又は署名、あるいは電子署名の付与を行わせるようにすべきと考える。</p> <p>アルコールについては飲食業などと結び付いて非常に大きな利益を発生させる事があるものであるが、ここで不正が発生するのは良くない事である。</p> <p>組織的犯罪者及びその周辺での不適切な利益発生は防がれるべきであるが、そのために刑法における印章又は署名の付された書類の扱いを申請・届出等の書類に該当させるのは適切性が高いものであるので、提出書類については、どこか一ヶ所において印章（押印）又は署名、あるいは電子署名の付与を行わせるようにされたい。</p>	<p>「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第92号）」等に基づき、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すことになりました。ただし、押印の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、本法令に基づく制度を適切に運用してまいります。</p>